

中小企業信用保険法第2条第5項第7号認定要件及び必要書類について

【認定要件】

以下の（１）から（３）のすべてに該当することが必要です。

- （１）申請者が、法第2条第5項第7号の規定による経済産業大臣の指定を受けた金融取引の調整を行っている金融機関（以下「指定金融機関」という。）と金融取引を行っており、指定金融機関からの借入金残高が金融機関からの総借入金残高に占める割合が10%以上であること。

* 借り入れ金の中には、商業手形（割引手形）は含みません。

* 金融機関からの借入の中には、生命保険会社からの借入金（事業資金）を含みます。

- （２）申請者の指定金融機関からの直近の借入金残高が前年同期に比して10%以上減少していること。

- （３）申請者の金融機関からの直近の総借入金残高が前年同期比で減少していること。

【提出書類】

- （１）必要書類

実印を押印した認定申請書 2部

* 申請者の住所には、個人事業者は主たる事業所の所在地を、法人の場合は本店の所在地を、記載して下さい。

- （２）直近（1か月以内）の借入金残高証明書の原本

（事業資金に係る借入先の全金融機関分）

- （３）前年同期の借入金残高証明書の原本

（事業資金に係る借入先の全金融機関分）

- （４）税務署の受付印のある確定申告書の写し（事業所の所在地があるもの）
直近、前期の決算書（借入金のわかる所）

- （５）電子申告の場合は、「メール詳細」または税務署で受付したことがわかる書類

- （６）代理人による申請の場合は、委任状